



2026年1月15日

各 位

会社名 GTホールディングス株式会社
(コード番号 5883 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役会長兼CEO 牟田 成
問合せ先 取締役 CFO 矢野 義雄
T E L 03-6426-7851
U R L <https://gt-hd.co.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「臨時株主総会」（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2026年3月3日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

TOKYO PRO Marketに上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請を行うことになります。本臨時株主総会の「上場廃止申請の件」以外の付議議案については決定次第、お知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請の目的及び理由

当社は、2023年4月18日に東京証券取引所TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ当社普通株式を上場いたしました。株式上場によって、当社の認知度および社会的信頼性の向上を通じ、優秀な人材の採用等において一定の成果を得ることができたものと認識しております。

一方で、事業運営を通じて発生した一部の事案への対応や、それを踏まえた経営管理上の課題を契機として、当社ではコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の実効性について、より高い水準を目指した見直しが必要であるとの認識に至りました。

上場会社としての体制整備を一層確実なものとし、ステークホルダーからの信頼をより確かなものとするためには、短期的な上場維持を優先するのではなく、非上場の環境下において経営管理体制および内部統制の強化に集中的に取り組むことが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、本日開催の取締役会において、上場廃止申請を行うことを決議いたしました。今後、本臨時株主総会における特別決議を経たうえで、所定の手続きを進めてまいります。

非上場化後におきましても、TPM上場を通じて整備してきたコーポレートガバナンスおよび内部管

理体制の枠組みを維持・強化し、再発防止を含めた健全かつ透明性の高い経営体制の確立に努めてまいります。

2. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月31日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年1月31日（土曜日）
- (2) 公告日 2026年1月15日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://gt-hd.co.jp/>

- (4) 開催日 2026年3月3日（火曜日）（予定）
- (5) 開催場所 東京都品川区西五反田七丁目13番6号 当社五反田事務所会議室

3. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、2026年3月3日開催予定の本臨時株主総会において、「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議いたします。

本臨時株主総会における承認可決を経て、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定であります。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条）

- (1) 基準日公告の開始日 2026年1月15日（木曜日）
- (2) 本臨時株主総会の基準日 2026年1月31日（土曜日）
- (3) 招集通知の電子提供日 2026年2月9日（月曜日）（予定）
- (4) 招集通知の発送日 2026年2月13日（金曜日）（予定）
- (5) 臨時株主総会の開催日 2026年3月3日（火曜日）（予定）
- (6) 上場廃止申請書の提出日 2026年3月3日（火曜日）（予定）
- (7) 上場廃止日 2026年4月1日（水曜日）（予定）

4. 担当 J-Adviser について

今般策定いたしました日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに關し、担当 J-Adviser である株式会社日本 M&A センターからは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以上